

平成18年度から

甲賀市介護保険料が変わります

- 介護保険事業計画の見直しに伴い、
- 平成18年度から平成20年度までの3年間の介護保険料が変わります。
- 3年間の介護保険料の基準月額は3,300円です。
- 所得段階別の年額は下表のとおりです。

新 段 階 (H18 年度～)	旧 段 階 (H17 年度)	対 象 者	保険料年額
第 1 段階	第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合 等	11,880 円
第 2 段階	第 2 段階	・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万円以下の場合	19,800 円
第 3 段階		・世帯全員が市民税非課税で、第 2 段階に該当しない場合	27,720 円
第 4 段階	第 3 段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	39,600 円
第 5 段階	第 4 段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の場合	49,500 円
第 6 段階	第 5 段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満の場合	59,400 円
第 7 段階	第 6 段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上の場合	79,200 円

甲賀市の基準額

月額3,300円(年額39,600円)

負担能力に応じた負担という観点から基準額に一定の率を掛けた上の表のような「所得段階別保険料」の設定になります。

【仮徴収】 平成17年分の所得が確定するまで、介護保険料を仮に算定します。

◎普通徴収：口座振替又は納付書により納めている人 平成18年4月から6月分は、次の方法で算出した月額を徴収します。

平成17年度の年額を12で割った額となります。

例えば、平成17年度が2段階だったとすると、年額は22,620円なので、それを12で割って端数処理をした1,800円を1ヶ月分として納めていただきます。

◎特別徴収：年金から差し引かれている人

平成18年4・6・8月は、平成18年2月の年金から差し引かれている介護保険料額が、年金から差し引かれます。

ただし、平成18年2月の年金で介護保険料が引かれていらない人は、平成18年4月から9月までは普通徴収となりますので、ご注意ください。

おしらせ

保険料は忘れず納めましょう

口座振替をご利用ください

保険料を納め忘れないために、口座振替をお勧めします。甲賀市指定の「甲賀市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印し、金融機関へ提出してください。依頼書は市役所・各支所・各金融機関に備え付けてあります。

介護保険料を納めないと

介護保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

●1年以上滞納すると

費用の全額を一旦自己負担し、申請により後で保険給付（9割）が支払われます。

●1年6ヶ月以上滞納すると

費用の全額を負担し、申請後も保険給付費の一部又は全部が差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。

●2年以上滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

問い合わせ

介護福祉課 ☎65-0698 FAX 63-4085